

| | |
|------|----------------------------------|
| タイトル | 元和光市職員の不祥事に関する調査 特別委員会—中間報告書— |
|------|----------------------------------|

| | |
|----------------|--|
| 実施日時 | 令和3年4月16日（金） |
| 会場・開催地等 | 和光市議会議事堂第2委員会室 |
| だれが 主催者・関係者 | 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会 |
| なにを 事業内容など | 元和光市職員の不祥事に関する調査等 |
| なぜ 目的・理由 | 事件の詳細について、地方自治法第98条第1項の権限に基づき事件に関する書類の検閲、執行部への質疑等を計11回行ったところではあるが、未だ解明されない問題点等もあるため、ここで議会として市民に対する説明責任を果たすため、中間報告としてまとめることとした。 |
| どうした 経緯・経過 | 別添の元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会中間報告書のとおり特別委員会の活動報告が取りまとめられたので市民に対し公表することとした。 |
| 金額 | なし |
| その他 | なし |
| 問い合わせ先 担当課 | 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会委員長 氏名 安保友博 電話 090-8341-0826 |

元和光市職員の不祥事に関する 調査特別委員会

－中間報告書－

令和3年4月

和 光 市 議 会

目次

| | |
|---|----|
| 第1 検査の趣旨 | 1 |
| 第2 特別委員会の設置について | 1 |
| 1 経緯 | 1 |
| 2 付議事件 | 2 |
| 3 委員長、副委員長、委員の氏名等 | 2 |
| 4 委員会の運営、情報管理の方法等 | 2 |
| 第3 特別委員会の開催状況 | 3 |
| 第4 提出された書類、資料等 | 5 |
| 第5 執行機関に対し説明を求めた内容及びこれに対する説明の概要 | 5 |
| 第6 現時点での検査状況と今後の検査及び調査について | 11 |
| 1 詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における 預かり現金管理の問題 | 11 |
| 2 公益(内部)通報 | 14 |
| 3 パワーハラスメント | 15 |
| 4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 17 |
| 5 定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業 | 20 |
| 6 その他(人事評価、第三者委員会等) | 21 |
| 第7 総括 | 22 |

第1 検査の趣旨

この度の元和光市職員の不祥事に関し、議会として市民に対する説明責任を果たすため、地方自治法第98条第1項の権限に基づき、事件の背景や人事管理、内部統制、公金や預かり金の管理、公益通報制度等の調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言すること。

第2 特別委員会の設置について

1 経緯

令和元年6月13日、元和光市職員の東内京一（以下「元市職員」という。）が、保健福祉部長に在職（平成24年10月1日～平成30年3月31日）していた間に、市が保管していた生活保護受給者の現金200万円を騙し取った詐欺罪の容疑で逮捕された。その後、令和元年7月4日、元市職員は、同生活保護受給者の現金等からさらに500万円と約48万円及び通帳等を騙し取ったとして詐欺罪の容疑で再逮捕された。さらに元市職員は、同月25日、市内在住の高齢者夫婦から成年後見制度の市長申し立ての前段階の期間の平成28年3月31日頃、市が預かった現金300万円を着服し横領した業務上横領の容疑で逮捕された。

これらの事件を受け、令和元年7月25日、市は「和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置した。

同年8月14日、市は元市職員を懲戒免職処分とした。

さらに、元市職員は、同年9月2日、高齢者から預かったキャッシュカードを不正に使用して1,350万円を引き出した窃盗の容疑、また同月26日、高齢者の男性から預かったキャッシュカードを不正に使用し、平成24年11月14日から平成30年12月5日までの間、22回にわたり、現金合計480万円を引き出した窃盗の容疑で、それぞれ再逮捕された。

これらの刑事事件のほか、令和元年9月定例会以降、元市職員に関わることとして、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金やパワーハラスメントに関する一般質問が行われた。

一連の事件を受け、議会は全員協議会を開催し、執行部から事件の概要等の説明を受けた。執行部は一連の事件の原因究明や再発防止策について、第三者委員会の答申を待ち、判断をするとの見解を示していたため、議会はその動向を注視していた。

しかし、5回にわたり全員協議会において説明を受けたものの、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、元市職員の刑事事件の公判が長引いていること等を理由に、第三者委員会による調査に進展がない状況が続いた。

そこで、議会として市民に対する説明責任を果たすため、一連の事件の背景や市の人事管理、内部統制、公金や預かり金の管理、公益通報制度等についての調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言することを目的とした、特別委員会を設置することとした。

令和2年9月25日、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任した、「元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置することが、全会一致で議決され、これが設置された。

2 付議事件

- ・元市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預かり金管理の問題）
- ・公益通報、内部通報に関する事項
- ・元市職員によるパワーハラスメントに関する事項
- ・平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての疑義に関する事項
- ・定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の疑義に関する事項
- ・その他、上記に関する一切の事項

3 委員長、副委員長、委員の氏名等

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 安保友博議員 | 副委員長 | 待鳥美光議員 |
| 委員 | 猪原陽輔議員 | 委員 | 熊谷二郎議員 |
| 委員 | 富澤啓二議員 | 委員 | 金井伸夫議員 |
| 委員 | 松永靖恵議員 | 委員 | 富澤勝広議員 |
| 委員 | 齊藤克己議員 | | |

4 委員会の運営、情報管理の方法等

【運営方針】

- 1 委員会は原則として公開とし、予め開催日を公表する。
- 2 本委員会は個人情報を知ることが多いため、情報の取扱いには十分配慮する。
 - (1) 委員会に配布された資料は原則として一般傍聴者には配布しない。
 - (2) 報道機関等による取材には正副委員長が対応する。
 - (3) 報道機関等による撮影、録画、録音は開会前のみ許可する。
- 3 執行部に提出要求する文書については委員会で決定する。
- 4 提出された文書の保管については施錠した場所で行い、閲覧者は議員及び顧問弁護士のみ限定し、保管場所及び委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。記録の複写は認めない。
- 5 再発防止策については委員会で協議し市に提言ないし決議書を提出する。
- 6 地方自治法第98条第1項に基づく事務検査で調査が不十分と認められる場合は、地方自治法第100条第1項に基づく調査権限付与を検討する。

【要求資料の管理・閲覧について】

- ・議員及び顧問弁護士のみ閲覧可能とする。

- ・資料の閲覧は、保管場所及び委員長の指示した場所に限る。持出は不可とする。
- ・資料の保管室の入退室、閲覧記録の記載、鍵の施錠、管理を徹底する。

第3 特別委員会の開催状況

| 日にち | 会議名 | 内容 | 欠席委員 | 傍聴者 |
|------------------|-------|--|------|-----|
| 令和2年 9月25日 | 9月定例会 | 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会の設置について、全会一致で可決 正副委員長の互選 | | |
| 10月9日 11:00~ | 第1回 | ・委員会の方針について ・地方自治法第98条第1項に基づく検査対象書類について | 0人 | 1人 |
| 10月9日 | | 資料要求通知を議長から市長へ手渡した | | |
| 10月28日 13:00~ | 第2回 | ・要求資料(令和2年10月9日付和議第78号)の説明について ・法律上のアドバイザーについて ・その他 | 0人 | 1人 |
| 11月5日 14:00~ | 第3回 | ・事務検査について 提出された要求資料について 今後の委員会の進め方について | 0人 | 1人 |
| 11月10日 | | 資料の再要求通知を、正副議長、委員長で市長へ手渡した | | |
| 11月24日 14:30~ | 第4回 | ・要求資料に対する質疑 公益通報、パワハラへの対応、その他について ・事務検査について ・その他 | 0人 | 1人 |
| 11月26日 14:00~ | 第5回 | ・要求資料に対する質疑 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関連書類について ・事務検査について ・その他 | 0人 | 1人 |
| 11月30日 14:00~ | 第6回 | 要求資料に対する質疑 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関連書類、定期巡回サービスのシステム開発事業について ・事務検査について | 0人 | 2人 |

| | | | | |
|------------------------|------|---|----|---------------------|
| | | ・その他 | | |
| 令和3年 1月7日 14:00~ | 第7回 | ・要求資料に対する質疑 不祥事による逮捕、起訴、懲戒処分に関するものについて ・事務検査について ・その他 | 0人 | 1人 |
| 1月14日 14:00~ | 第8回 | ・要求資料に対する質疑 不祥事による逮捕、起訴、懲戒処分に関するもの、パワハラへの対応、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関連書類について ・事務検査について ・その他 | 0人 | 2人 |
| 1月29日 14:00~ | 第9回 | ・事務検査について 中間報告に向けた、問題点・課題の整理について ・その他 | 0人 | 1人 |
| 2月4日 14:00~ | 第10回 | ・事務検査について 今までの書類の検閲、執行部への質疑を行ってもなおお解明できない事項について ・その他 | 0人 | 1人 |
| 2月10日 14:00~ | 第11回 | ・要求資料に対する質疑(市長・副市長への質疑) ・事務検査について ・その他 | 0人 | 6人 (報道関係者 3人) |
| 3月26日 14:00~ | 第12回 | ・事務検査について 中間報告書案の取りまとめについて ・その他 | 0人 | 1人 |
| 4月9日 14:00~ | 第13回 | ・事務検査について 中間報告書案の取りまとめについて ・その他 | 1人 | 0人 |
| 4月16日 14:00~ | 第14回 | ・事務検査について 中間報告書案の最終確認について 中間報告書案の周知について ・その他 | 0人 | 2人 |

第4 提出された書類、資料等

- 1 不祥事による逮捕、起訴、懲戒処分に関する書類
- 2 公益通報等に関する書類
- 3 平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関連書類
- 4 平成26年度に介護保険特別会計で行った随意契約による委託契約に関する書類
- 5 和光市文書規程、公文書管理に関する規定
- 6 平成18年度から令和2年度までのファイル基準表（事件に関連する課）
- 7 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成21年度のもの）・和光市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱（令和2年度のもの）

【提出がなかったもの】

- ・現金のやり取りが分かる文書 ⇒ 文書不存在
- ・市調査内容がわかる書類 ⇒ 弁護士の見解から、裁判後に提出予定
- ・第三者委員会の会議録 ⇒ 第三者委員会に帰属するため提出不可

第5 執行機関に対し説明を求めた内容及び

これに対する説明の概要

1 詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、

所管課における預かり現金管理の問題

質問 ロッカーから見つかった251万円の現金について、確認には誰が立ち会い、どこのロッカーにあったのか。

市長 市長、副市長、会計管理者及び総務部長が立ち会い、見つかったのは会計課金庫室内の長寿あんしん課のロッカーです。

質問 現金は長寿あんしん課のロッカーで発見されたということだが、その現金は生活保護受給者のお金ではなかったのか。

答弁 当時出てきた現金は警察に押収され、その捜査の中でその現金がどういう経緯のどの現金かということは判然としていない状況ですのでわかりません。

質問 庁舎内で発見された現金の他に、金品が保管されていた場所があったのか。

答弁 元市職員の指示を受けた職員が自宅で500万円を保管していました。その職員は生活保護担当の職員ではなく、元市職員がオレオレ詐欺の関係で検察に持っていったという認識だったので、元市職員がどのような経緯で指示を受けた職員に預けたかは把握していません。

質問 現金の取扱要領について、基準や規程を定めていたにも関わらず、それに従った

取扱いが徹底されていないということはあることなのか。

答弁 他の事例がどうかはわかりませんが、この件に関しては残念ながら従来どおりの取扱いが行われていたと聞いています。課全体の認識が欠けていたということです。

質問 会計管理者や元市職員等を処分した事例があったが、そのときに、なぜ一緒に携わった職員の調査をして処分をしなかったのか。

答弁 この案件については調査していませんので処分は行っていません。

質問 裁判の結果を待たないと、職員の処分についての判断ができないというのはどういうことなのか。

答弁 退職、懲戒免職となった職員にはヒアリングができません。500万円の現金が職員の家にあったことについても、当該職員にヒアリングをすることはできますが、元市職員にはできないため、現時点で持っている情報で判断することは非常にリスクが高く、取るべきではないと考えています。

2 公益(内部)通報

質問 要綱上、通報の受理・不受理は公益通報の委員会を招集し、委員会として決定する事項とされている。なぜ委員会を招集せずに不受理と決定したのか。

答弁 委員会での審査を待たずして既に警察に相談するよう指示したことや、市職員で構成される委員会ではなく、第三者によって調査することとしたことなど、必要な措置を講じたため不受理としました。

質問 市長から通報をした職員に対し、「元市職員に状況を確認し、怪しかったら警察に通報してください」という指示があったということだが事実なのか。

市長 通報した職員に対し、警察に通報するよう指示をしたという事実があります。報告内容が事実であれば刑事事件になることは明らかであり、これを市で対応することは難しいと判断したためです。

質問 警察に相談に行っている職員に対し、新たな事実が発覚したのですぐ戻ってくるようにと副市長から電話があったとの証言があるが、電話するに至った経緯と意図、具体的に何を話したのか伺う。

副市長 職員が警察に相談に行っているという報告を受けた直後に、元市職員が副市長室に現れ、「現金は預けてあり、来週その現金が戻ってくる」という話があったので、相談に行った職員に対して戻るよう声をかけました。正式な形のものがない中で警察へ連絡することは問題が非常に大きいという判断をし、すぐ戻るように指示をしました。

質問 公益通報を不受理にした件について、公益通報した場合は書類として残るはずである。平成30年12月3日の公益通報に関して何らかの記録があるのか。

答弁 書面等の記録はありません。

3 パワーハラスメント

質問 和光市ハラスメント被害処理特別委員会の設置の経緯及び同委員会に第三者を入れなかった理由を伺う。

答弁 特別委員会とした経緯としては、ハラスメントを行ったとされる職員が部長職であったこと、また、申出者から匿名性の確保について強く要望があり、調査にあたって厳格な秘匿性が求められていたこと、申出者が多数で迅速な処理が求められていたことにより、通常の委員会ではなく、特別委員会を設置し、処理を付託することとしました。委員会に第三者を入れなかった理由は、職場内の被害処理委員会としていることや迅速な処理を求められていたからです。

質問 平成 30 年以前、つまり本件一連の事件の前にハラスメント被害処理委員会への通報は何件あったのか伺う。

答弁 平成 26 年から平成 30 年のハラスメント被害処理委員会への申出はありませんでしたが、相談はありました。相談を受けて、本人に注意をしたり、相談者を異動させたりする対応をしてきました。本人に注意した後のモニタリングはしていません。相談の件数については文書として残していないため件数も把握していません。

質問 和光市ハラスメント被害処理委員会設置要綱によると、審議処理の結果を当事者に通知することになっていて、秘匿性が保てないという問題点が指摘されているが、この点についての市の見解を伺う。

答弁 委員会の役割として、中立な立場から問題となる言動の事実を確認し、必要な助言・指導を行い、市長へ報告することです。相談者からの聞き取りで、ハラスメントに該当する、あるいはその可能性があると思われた事項は、相手からその事実関係の有無、事実の流れ、行為、発言が行われた文脈を聞き取ることとなります。このことから、現在の状況では、秘匿性の確保は難しいものと考えています。

質問 平成 30 年 3 月 29 日付で、当時の総務部長及び職員課長に、職場安全配慮の不徹底について口頭嚴重注意の処分が出ているが、パワハラへの対応という点で、どの点を特に指摘したのか伺う。

答弁 人事担当部長の責務として、ハラスメント防止のための企画立案とともに、指導または助言が不十分な点があり、結果として、職場環境の悪化を防ぐための安全配慮に欠けていたことです。

質問 ハラスメントの申出者 20 名のうち 5 名に聞き取りをしたことについて、聞き取りの記録が提出されていないのはなぜか。

答弁 申出者のうち 5 名に聞き取りをした記録は作っていません。記録作成の規定はありません。

質問 元市職員による市の委託事業者に対するパワハラの実態については調査をしたのか。

答弁 事業者に対する実態調査は行っていません。元市職員は既に職員ではないこともあり、今後、調査する予定はありません。第三者委員会で審議が行われていますが、その中で必要があれば実施することになると認識しています。

質問 元市職員に対して市長が口頭で何回か注意したことに関して、パワハラを受けた職員を異動させることはしたが、元市職員を異動させなかったのはなぜか。

市長 一度異動させようとしたが、政府の方から動かさないでくれと言っているという虚偽の報告を元市職員が私にしました。厚労省のしかるべき役職の方に当時確認すべきだったとは思いますが、私はその話を信じてしまい、そのときは執行しませんでした。私がだまされたということです。

4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

質問 本件については、手続上の起案文書がなかったり、決裁がなかったりしており、後で返還金が生じて返すわけだが、この決裁は有効なのか。

答弁 不適切な決裁区分や決裁文書であってもそれは公文書であると考えます。ただ、権限がない職員が行った不適切な意思決定については瑕疵がある行為と考えています。

質問 この交付金の手続の際、元市職員は和光市を退職して厚生労働省に出向していて、厚生労働省の課長補佐であったが、この交付金の意思決定は元市職員が行ったのか。

答弁 職員の聞き取り調査によると、元市職員の関与について供述されています。元市職員の指示によって手続を進めていったとの供述を得られています。

質問 仮に元市職員が厚生労働省にいて指示をしたとしても、交付金の対象施設の変更についての意思決定をしたのは市の職員ではないか。また、市長にもその説明はしているのではないか。

答弁 市長には事前協議の段階では変更の周知はしておりません。

質問 建設事業主体からの交付申請が無く、会計検査院の書類を整理する段階では交付決定書が作られているが、市はどのような判断をしているか。

答弁 平成 21 年度のファイルには建設主体からの申請書は無いのですが、平成 26 年 2 月 20 日の会計検査に向けていずれかの段階で申請書が作成されたと考えられます。

質問 交付がされる前に建物はできていたのではないか。

答弁 申請の段階で既に着工しており、国の交付要綱に基づくと着工した施設については対象外ということですので、C 施設を対象とした申請書を提出している状況です。申請の段階からずっと C 施設で、実績報告書だけが B 施設で上がり、交付金は A 事業者に交付した形です。

質問 この一連の流れで不可解な施設の変更が行われているわけで、その当時の担当者は、このことに疑問を感じていたのかどうか。

答弁 職員の聞き取り調査によると、当時担当として当然疑義、疑問を感じていたということですが、元市職員がそれについては国と調整するからということで、元市職員の指示を信じて、指示に従って事務を進めていたということです。

質問 担当職員が不自然に思っても当時の上司に相談しないとか、言われたからしょうがないということは普通のこととして想定されるのか。

答弁 担当職員の聞き取り調査によると、一職員として判断できない部分も当然あるので、それについては長寿あんしん課長に相談、協議をした上で事務は進められたと聞いています。保健福祉部長に相談したかどうかは分かりません。

質問 返還金の補正予算について、市長が補正予算を認めたということは、返還金に対する意思決定も市長がそこでしたということだと思うがどうか。

答弁 予算の概要説明の方法は、歳出事業ごとに説明を行い、市長等から質疑があった場合に財政課が答える形で行っています。補正予算の歳出事業については市長等にすべて説明していますが、平成 26 年当時、個別の質疑がどのようになされたかは把握していません。

質問 和光市が、市長、副市長も含めて、執行部が全体的に元市職員の言い分、意向に沿った形で市の決定がなされ、元市職員の説明がそのまま公に説明されていることがおかしいのではないか。

答弁 元市職員の言動がそのまま外に出ていっていますが、当時としてはそれが事実だったと認識しています。市としても元市職員に欺かれていたという認識です。

質問 会計検査院の検査が入ることを察知して、早々に返還したということか。

答弁 会計検査は平成 26 年 2 月 20 日に入っていますが、その前の 1 月 15 日の段階で元市職員の指示によって介護療養病床に転換されていなかったことを理由に交付金を返還するという起案を上げさせて、元市職員が自分で決裁をしています。その段階でそういう判断で進めていったと考えています。

質問 今回の一連の事件があって、建設後に支払われた 4,500 万円について建設事業主にどのように使ったのかの確認はしたのか。

答弁 当時、返還が生じた際にも、A 事業者に対して確認はしていないと思います。今後特にそういう予定はありません。公判が進んでいく中で新たな事実が判明した場合にはそれに基づいて適切に対応していきます。

5 定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業

質問 平成 26 年 12 月 22 日に契約、同日支出命令書を発出し、成果物の確認が無いにも関わらず、同日に検査印を押し、12 月 26 日に支払いを済ませた一連の流れ

について市長はどう捉えているか。また、起案文書について市長はどのような報告を受け、質問をしたのか。

市長 規則上、私が決裁権者となるのは契約時の起案文書のみとなりますが、1者随意契約の場合は、補正予算成立日、議決日に契約の締結を行うこともあり得ますので、その時点では不審に思った記憶はありません。

質問 納品されていないものの対価を支払ったことについて、どう考えているのか。

答弁 成果物の確認もないまま、支出命令書に検査印を押して支出するという事は、これは到底あってはならないことであるという認識です。それで元市職員に対する提訴に至りました。

質問 成果物の検査を行ったときには、相手方に対して書面でその結果を通知することになっているところ、本件についてはその書面が見当たらないが相手方に発行したのか。

答弁 現在、市で把握している文書の中にはそれは入っていないようです。

質問 今回、元市職員に対して2件の訴訟提起を行うことになり、請求額は合計で8,000万円ほどのかなりの高額になるが、被告は元市職員1人であり、60歳手前の無職の個人に資力があるのかについて疑問が拭えないところ、訴訟の費用対効果についてどう考えているのか。

答弁 行政が行う訴訟の中で、費用対効果で事実関係の究明をしないということは職務上できないわけで、事実関係については明確にしていく必要があります。また、事務の適正な執行のためにも、今後もその事実関係は訴訟で明確にしたものを踏まえて改善していく必要があると思っています。

6 その他

質問 人事評価・人材育成についての考え方を伺う。

答弁 人事評価制度を活用し、人材を育成していく観点に立った人事管理を行うことが必要です。部長職の人事評価は、第1次評価は副市長、第2次評価は市長が行っています。

質問 第三者委員会の設置根拠を伺う。

答弁 和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会設置要綱に基づき設置しています。設置や権限について法令の定めはありませんが、日本弁護士会連合会において、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインが定められています。

質問 第三者委員会を開催するように促すことをしないのはなぜか。

答弁 第三者委員会の進捗に関しては、市から独立した組織であることから、市が開催を促せる立場ではないと考えています。

質問 元市職員が依頼されていた講演会の回数、金額等について伺う。

答弁 講演会の回数、金額等は把握しておらず、調査もしていません。講演についての許可は不要です。

質問 業務中に講演会で講演をする場合に許可は不要なのか。

答弁 国、公共団体等の依頼を受けて講演、講義等を行う場合は職務を免除することができます。

質問 講演先が国、公共団体等であるか、民間であるかを把握していないのであればルール自体が有名無実化しているのではないか。

答弁 基本的には、職務に専念する義務の特例に関する規則に基づき、職員が判断するものと考えています。

質問 生活保護の廃止処理が2年以上も保留にされていたことについて、保護対象の方が亡くなくても廃止を保留することがありうることなのか。

答弁 通常の業務ではあり得ず、本件刑事事件に関連する1件だけです。元市職員から金銭と生活保護の廃止処理などについて追って指示するので、事務手続きも保留するようという指示が出たと聞いています。

第6 現時点での検査状況と今後の検査及び調査について

1 詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、

所管課における預かり現金管理の問題

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

【事件 1】

生活保護受給者の現金 200 万円をだまし取った詐欺事件

【概要】

元市職員は当時、和光市保健福祉部長兼和光市福祉事務所長であったが、平成 27 年 1 月 20 日ごろ、福祉事務所にて、捜査機関に提出するために預かる名目で 200 万円を詐取したものである。

東京地方検察庁特別捜査部が現金を差し押さえる予定はなく、提出する意思もないのにあるように装い、自己が使用するため、特捜に持っていきからと嘘を言い、部下に出金させたとえ、福祉事務所で 200 万円を受け取り、平成 27 年 1 月 20 日、187 万円を被告の口座に送金し、クレジットカードの支払いに充てた。

【事件 2】

生活保護受給者の現金 548 万 10 円をだまし取った詐欺容疑

【概要】

平成 27 年 5 月 14 日頃、生活保護受給者から預かっていた現金や預金のうち、500 万円を特捜に持っていくと部下を欺き、500 万円を詐取した。また、同年 11 月 11 日に自己の用途に費消するため、特捜が預かりものの全部を押さえたいと言っているとの虚言を弄し、現金、通帳を用意してくれとメールで指示し、預かり金 48 万 10 円を詐取した。

生活保護受給者から預かっていた現金や預金、計 548 万 10 円を騙し取った詐欺容疑である。

【事件 3】

市が市民から預かった 300 万円を着服した業務上横領事件

【概要】

元市職員は当時、和光市保健福祉部長兼和光市福祉事務所長であったが、平成 28 年 3 月頃、市民である高齢者夫婦が認知症のため財産管理能力がないとの報告を受け、同夫婦についての成年後見開始の審判の申立てをするため現金を預かるよう部下に指示を出した。

平成 28 年 3 月 31 日に同夫婦の甥から預かった 300 万円を受け取り、このうち 280 万円を自己の口座に振り込み、20 万円を消費し、合計 300 万円を横領した。

【事件 4】

市が市民から預かったキャッシュカードから 1,350 万円を不正に引き出した窃盗容疑

【概要】

平成 28 年 3 月 31 日に、市民から預かったキャッシュカードを担当者から預かり、自己保管していた。事前にキャッシュカードの暗証番号を把握し、平成 30 年 6 月 14 日から平成 31 年 4 月 2 日までの間に、ATM から 27 回にわたり現金を不正に引き出し、合計 1,350 万円を窃取した。窃取した現金は、借金の返済、生活費に充てた。

【事件 5】

市が市民から預かったキャッシュカードから 5,150 万円を不正に引き出した窃盗事件

【概要】

市民が福祉事務所に預けていたキャッシュカードを使用して、市民の口座から 5,150 万円を不正に引き出したものである。

平成 28 年 4 月 8 日頃から平成 30 年 6 月 12 日頃までの間、104 回にわたり和光市内の ATM から現金を不正に引き出し、合計 5,150 万円を窃取した。

【事件6】

市が高齢者男性から預かっていたキャッシュカードから、480万円を不正に引き出した窃盗事件

【概要】

平成24年12月14日には対象者のキャッシュカードの暗証番号を知悉し、同日午後2時39分から平成30年12月5日午前7時9分までの間、和光市役所内のATMにおいて21回にわたり現金を不正に引き出し、合計480万円を窃取した。

<公判の状況>

- ・ 被告による事件に対する陳述の変更及び新しい証拠書類の提出
- ・ 弁護人による被告人質問
犯行動機の確認、被害者への金銭返済の確認、被害者に対する贖罪の確認
- ・ 検察官による被告人質問
法令等による現金等の管理権限の確認、現金等の管理方法の確認、犯行動機
- ・ 裁判官質問
犯行動機の確認
- ・ 次回公判 令和3年4月23日(金)13時30分から

(2) 問題点、疑問点、解明を要する事項等

【「不存在」と回答された文書について】

令和2年10月9日に行った1回目の要求資料において、該当する書類を含みメモ等も漏れなく提出するよう依頼をしたが、「現金のやり取りが分かる文書書類」は、存在しないとされた。

【預かり金の取扱いについて】

検査の結果、前記各刑事事件の犯行当時は、職員が和光市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領を遵守しておらず、従前の慣例による手続きにより、現金の取扱いがなされていた。

- ① 福祉事務所生活保護関連現金の取扱いについて、取扱要領が定められた後もルールに従わず従来慣例に沿って扱っていた。
- ② 当時は、規則等に定めのない、預かり証と封筒による管理が行われていた。具体的には、現金を預かった場合、預かり金額を記載した預かり証を経理担当の職員が作成し、相手方に発行していた。封筒に氏名と金額を記載し、封筒の中に現金を入れて、現金の入出金があったときは、その都度、その内容を封筒に記載していた。最終的に預かった現金の処理が終わったときは、その封筒自体を廃棄処分していた。
- ③ 上記取扱いにおいて、現金の出し入れの記録がされていなかった。
- ④ 金庫の出入り等のチェックや会計課の定期的なチェック等がきちんと行われておらず、複数の職員目による現金等金品の保管、管理が行われていなかった。

⑤ 上記取扱いについては、職員の処分等に行っていない。

このことが、元市職員による前記各刑事事件の原因となり、またその発覚を遅らせた要因であり、庁内全体の預かり金の取扱いに関して問題があった。

【現金管理のあり方について】

現金の管理に関しては、管理の一元化により透明性が高まる。通常、現金取扱書が職員課から発行されている。

現金管理は課長の権限で、課長が適切な管理を行うべきである。今回の事例は、それよりも上位者の権限により、行われた特殊な事例であることを考慮した上で更なる厳格な運用を要望する。

(3) 今後の検査又は地方自治法第 100 条に基づく調査の必要性等

- ・ 再発防止の観点から、当時の現金等の管理の問題の洗い出しは必要であり、退職した職員も含めた調査を検討すべきである。
- ・ 元市職員だけでなく、ずさんな金品管理の実体を放置し、助長する結果となった点から関係職員の責任も明確化する必要がある。

2 公益（内部）通報

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

平成 30（2018）年 12 月 4 日付けて、職員 5 人から「市で保管していた市民（故人）の生活保護費返還金清算のための預かり金及び同人が保有していた金銭を元市職員が搾取した」として公益通報が公益通報委員会に提出されたが、市は既に通報者の一部が市長の許可を得て、埼玉県警察本部に相談に行っており、また市としても外部調査委員により事件の調査を開始したとして、当該公益通報を不受理とした。

(2) 問題点、疑問点、解明を要する事項等

- ① 和光市職員の公益通報に関する要綱によれば、公益通報があった場合は公益通報委員会を招集し、委員会として受理、不受理を決定することになっているが、警察に相談したことや内部調査を行っていることを理由として委員会を招集せず、市長、副市長と一部の幹部職員だけで不受理を決定していること。
- ② 公益通報委員会のメンバーが内部職員だけで構成されていることから、外部人材を入れることで機能を改善する必要があるのではないか。
- ③ 上記 12 月 4 日の内部通報の内容は、その 3 年前の平成 27 年に発生した元市職員による事件についてであるが、長期間にわたり表面化しなかったこと。
- ④ 市長に対する内部通報については「元市職員に状況を確認し怪しかったら警察に通報して下さい。」との市長の指示があったが、元市職員への確認や警察への通報を市の組織として行うのではなく、市長単独の判断で、これらを通報者である職員に行わせたこと。
- ⑤ 市長に対する通報の翌日、警察へ向かった通報者である職員に対して、副市長が直

接電話をかけて戻るように指示したことについて、市としての組織的対応が取られておらず副市長と当該職員の意図に乖離が生じたていたこと。

- ⑥ 公益通報一般について、制度があっても形式的に対応していたため、通報した職員の人権保護や通報内容の機密保持が十分でなかったこと。

(3) 今後の検査又は地方自治法第100条に基づく調査の必要性等

12月4日の公益(内部)通報に至る経緯、市長への内部通報から警察への相談に至る経過については、他方の当事者である通報した職員からの聞き取りの要否について検討し、必要があれば百条委員会において当事者の証言を求める。

3 パワーハラスメント

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

平成30年1月24日以降、17名の職員(なお、同年3月2日までに20名となる。)から、元市職員によるハラスメントについて和光市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第7条第1項に基づくハラスメントの被害処理申出書が提出された。

市は、同要綱第10条の規定に基づき、同年2月19日、和光市ハラスメント被害処理委員会の特別委員会(委員長=市長)を設置し、この案件の処理を付託した。通常のハラスメント被害処理委員会ではなく、特別委員会を設置した主な理由は、

- ① ハラスメントを行った職員が部長職であること
- ② 申出者が審議の厳格な秘匿を求めているが、同要綱による委員会では処理の結果を当事者に通知することとしていること
- ③ 申出者が多数で迅速な処理が求められること

であった。

なお、上記特別委員会には第三者委員を入れなかった。

上記特別委員会は計5名の申出者と被申出者である元市職員を対象に、委員全員による聞き取り調査を実施したが、その記録を取っていない。いずれの申出者の主張も一致しており、元市職員も当該行為を行ったことを認めたことから、元市職員が少なくとも平成26年度以降、保健福祉部所属職員に対して行った言動(怒鳴る、罵声を浴びせる、人前で激しく叱責する、書類を机に激しくたたきつける等により職員を精神的に攻撃する行為=平成25年9月27日付総務部長通知「職場のパワー・ハラスメントの防止について(通知)」第3項第2号該当)がパワー・ハラスメントにあたりと認定した。

調査の結果を受けて、平成30年3月30日付で、元市職員に対し、①警告書の交付・誓約書の徴収、②「業務の適正な範囲を超えて職場環境を悪化させる行為」について文書訓告、③1年間の経過観察・モニタリング、労務管理担当職員とその上司に対して、「職場安全配慮の不徹底」について口頭厳重注意による職務上の指導を行った。

平成30年4月1日に元市職員を教育部長に異動させた。

なお、事業者に対する元市職員によるパワーハラスメントについて調査を行っておらず、この調査を行うべきかどうか、第三者委員会で審議している。

また、退職した職員に対しては、元市職員によるハラスメントについてヒアリングを行っていない。

(2) 問題点、疑問点、説明を要する事項等

市は、現時点では前記刑事事件の公判が終結しておらず、元市職員によるパワーハラスメントと一連の事件の関係が明らかになっていないと説明しているが、当該職員による犯罪が長期間にわたり実行されながら発覚しなかった背景に、パワーハラスメントにより正常な判断力が失われていた当時の職員の状況が浮かび上がってきており、犯行の積み重ねとの関連は十分に推認できると考える。

① 元市職員は平成24年4月から部長職にあったが、平成26年度以前のパワーハラスメントの有無が確認されていないこと（被害処理委員会への申出はなかった。）。

② 平成26年4月から平成29年12月までの間、被害処理委員会に対するハラスメントの申出はなかったが、相談は5件ほどあった（なお、秘匿が希望されたとの理由で記録はとられていない）。これに対し、市は、相談者の人事異動や市長から元市職員に注意する形で対応していたが、その後改善の状況のモニタリングは行っていなかった。この結果、職場環境の改善はなされないままになった。

- ・ 職場環境の改善は、職員のモチベーションや仕事の質にもかかわるので、モニタリングや定期的なチェックを行うべきであったこと。
- ・ 長期間にわたりパワーハラスメントが行われていたことを、市長も職員課も認識していたにもかかわらず、有効な対応がされずその解消ができなかったこと。
- ・ 相談者が秘匿を希望したことは相談を記録しないこととの理由とならず、相談は適切に記録され保存年限まで管理されるべきであること。
- ・ 相談は異動の希望が主であったのでそれに対応したとの説明であるが、複数の退職者、病気休職者が出ていたにも関わらず、抜本的な職場環境の改善が図られなかったこと。

③ ハラスメント相談は、相談員（職員課長またはメンタルヘルス相談のカウンセラー）への相談を経て、ハラスメント被害処理委員会に申出を行うことができる。また、相談員が処理困難な場合や調査が必要と判断した場合も、申出者の承諾を得て同委員会に申出を行うことができることになっている。

同委員会では、事実確認並びに助言及び指導を行い、その結果を市長、任命権者および申出者に報告し、任命権者はその報告を受けて、ハラスメントに対する対応措置を講じる。

- ・ 同委員会は相談者の聞き取りでハラスメントに該当する、またはその可能性があると思われた事項は、相手からその事実関係の有無、事実の流れ、行為、発言が行われた文脈等を聞き取ることになるので、秘匿性の確保は難しい仕組みとなっており、このことがパワーハラスメント被害申立の障壁になっていると考えられること。
- ・ 部長職による部下に対するパワーハラスメントは、ハラスメントの形態として十分想定

されるものであり、これを通常のハラスメント被害処理委員会で対応できない制度自体が問題であること。

- ④ ハラスメント被害処理特別委員会に第三者を入れなかった点について、事案の特殊性と迅速な対応が求められていたことを理由に特別委員会としたのであれば、判断の公平性の確保や専門的知見を取り入れる必要性はより高いのであって、むしろ第三者を委員として加えるべきだったこと。
- ⑤ 職場内の相談窓口だけでは被害を受けた職員が相談をためらうケースも考えられるため、今後は外部の第三者を相談窓口にする等、相談しやすい制度設計が検討されるべきであること。
- ⑥ ハラスメント防止に関する要綱等に対する職員の認識が低く、パワーハラスメントに対する十分な意識醸成ができていなかった。
- ⑦ 平成24年から平成29年末までの保健福祉部における希望による異動、休職、心身の不調による休暇や欠勤、退職の実態を把握する必要がある。
- ⑧ 平成30年3月31日付でされた元市職員に対する訓告処分が処分として妥当であったのか。また、平成30年4月1日付で元市職員を教育部長として異動させたが、部長職のまま異動させたことは適切な判断であったか。
- ⑨ 委託先事業者に対するパワーハラスメントもあったとの陳述があることについて、現在までの委託業務に対する影響を把握するため、第三者委員会の判断を待たずに、事業者に対するヒアリングを行うべきであること。
- ⑩ 既に出ている事実の確認と新たな事実が出てくる可能性を考え、退職した職員に対するヒアリングを行うべきであること。

(3) 今後の検査又は地方自治法第100条に基づく調査の必要性等

- ・ 秘匿を希望した相談者についての記録をとらず保存もしていなかった処理が何に基づき行われていたのか、職場環境の改善に着手しなかったのはなぜか、当時の所管部署責任者に対する聞き取り調査<(2)-②、⑦>
 - ・ 元市職員のハラスメントによる被害を受けた職員の異動、休職、心身不調による休暇や欠勤、退職の実態を把握できる書類調査<(2)-⑧>
 - ・ 保健福祉部の当時の委託事業者に対する聞き取り、現在までの業務に及ぼした影響等の把握調査<(2)-⑩>
 - ・ 退職した職員への聞き取り調査<(2)-⑪>
- 等について検討する必要がある。

4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

【概要】

市では、第4期介護保険事業計画に基づく介護療養型施設の病床を、同計画において整備する高齢者専用住宅に転換することとして、平成21年度に地域介護・福祉空間

整備等施設整備交付金の交付を受けたが、高齢者専用住宅は整備されたものの、病床の転換が行われていなかった事実を把握したため、交付金を国庫に返還する方針を決め、平成26年和光市議会6月定例会において返還のための補正予算を提出し、議決を得て、同年6月30日に国庫への返還を行った。

【検査結果】

会計検査院は、実績報告書等の関係書類により会計検査実地検査を行ったところ、適切とは認められない事態が見受けられたとしている。

和光市は、転換整備計画に基づき転換整備事業を完了したとする実績報告書を提出して、交付金を受けていた。しかし、会計検査院による実地検査の時点（平成26年2月）において、転換整備計画に記載されていたもののうち、適合高齢者専用住宅については和光市の補助金を交付して整備されており、介護療養病床45床については存続されたままとなっており、廃止されていなかった。また、転換整備計画において留意するとしていた要介護者の地域での受け入れが円滑に行われるようにするための対策を特に講じていなかった。したがって、本件転換整備事業は、**交付金の対象とはならないものであり、交付を受けた交付金4,500万円は交付の必要がなかったと認められる。**

【不当とされることについて】

会計検査院の決算監査報告では、事案として「改善措置要求」と「不当事項」の2件が示されている。

既に、市が交付金を国庫に返還しているため、改善措置要求には当たらず不当事項として報告されている。

【交付金の返還が生じた理由】

- ① 第4期介護保険事業計画では、療養型病床を一般病床に転換し、高齢者専用住宅の整備により病床を確保すると定めた。
- ② 介護療養病床については、当初「健康保険法の一部を改正する法律」により、転換の時期が平成23年度末とされていたが、法改正（介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律）により、転換の時期が平成29年度末まで延長された。
- ③ 医療機関としては、制度改正により平成29年度末までに転換すれば良いものと認識したものと考えられるが、市としては、病床の管理を埼玉県が行っているということもあり、チェック体制が万全ではなく、適切に切替がなされているものと認識していたため、交付金の実績報告書を提出した。
- ④ 市としては、補助金が交付されたら病床転換を行わなければならないことは十分認識していたが、転換されているであろうという市の思い込みによる事務上のチェック・精査の漏れが原因であった。

ただし、上記内容は、市の見解であり、特別委員会としてはこれを確認できていない。

【元市職員の配属先の経過】

平成21年4月1日～平成23年9月30日まで厚生労働省に派遣
厚生労働省老健局総務課課長補佐
平成23年10月1日 長寿あんしん課長
平成24年4月1日 和光市保健福祉部次長兼長寿あんしん課長
平成24年10月1日 和光市保健福祉部 部長

【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の経過】

- ・平成21年9月9日 初回事前協議(厚生労働省に提出)
B施設を対象とした整備計画
課長決裁で意思決定 計画書に公印使用の印なし
- ・平成21年11月23日 2回目事前協議(厚生労働省に提出)
B施設からC施設へ変更
課長決裁で意思決定 C施設との協議なしに変更
- ・平成22年1月14日 医療施設との事前協議
医療施設と介護療養病床を転換する協議が整わないまま、手続を進めている
- ・平成22年2月12日 交付金の内示(C施設対象4,500万円)
- ・平成22年2月26日 変更整備計画を作成
C施設からB施設へ変更 起案文書なし
- ・平成22年3月1日 交付申請(厚生労働省)
(医療施設の45床転換を前提)
課長決裁で意思決定 医療施設との事前協議が整わないまま提出
- ・平成22年3月25日 交付決定(厚生労働省4,500万円)
- ・平成22年3月26日 市からA(株)へ交付決定
市長決裁(事前協議でのC施設への変更は市長へは不通知)
A(株)から市へ交付申請がなされていない。
- ・平成22年4月9日 A(株)へ補助金支出(4,500万円)
市の補助金要綱が無いまま支出
- ・平成23年4月8日 実績報告書の提出(厚生労働省)
B施設を対象として実績報告書を提出 起案文書なし
- ・平成24年4月3日 市からA(株)へ交付額の確定通知送付
- ・平成26年1月15日 会計検査院の事前対応
(介護療養病床転換が未実施となっていることへの対応)
部長決裁で会計検査前に交付金返還の意思決定がされている。
(医療施設に病床転換の再要請等が行われていない。)
- ・平成26年2月20日 会計検査受検
- ・平成26年6月11日 会計検査院より交付金の取り消し決定通知書受理

- ・平成26年6月12日 会計検査の实地検査の講評
(介護療養病床45床が存続されたまま、廃止されていなかったと指摘)
- ・平成26年6月26日 会計検査院实地検査の結果に対する回答
部長決裁で指摘事項を認め、既交付金に加算金を加算して返還すると回答
- ・平成26年6月5日開会の定例会に補正予算を提出、平成26年6月23日の本会議で可決
- ・平成26年6月30日 交付金4,500万円と加算金1,111万500円を国へ返還した。

(2) 問題点、疑問点、説明を要する事項等

- ① 市は補助金交付要綱が無いのに、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受け、補助金を支出していること。また、交付金の請求書も存在しないこと。
- ② 国の交付要綱では、施設の建設後は交付金の対象とならないにも係わらず、B施設建設後の翌年に補助金が支出されていること。
(具体的な経緯については、現時点では不明)
- ③ 交付を受けた建設事業主への調査は、現時点ではなされていないこと。

(3) 今後の検査又は地方自治法第100条に基づく調査の必要性等

元市職員に対する民事訴訟の動向を注視するとともに、現時点では特別委員会による検査に限界があることから、地方自治法第100条に基づく調査を行う必要がある。

5 定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

【導入経緯】

和光市長寿あんしんプランの基本方針が定める地域包括ケアマネジメントを支援するため、在宅高齢者の情報を地域包括ケアの関与者全体で共有できる仕組みを構築するシステムで、市、医療機関を垂直統合したシステムに連携して、関与者が所有する情報端末等を水平統合するシステムを導入することとされた。

- ①平成26年12月定例会に補正予算を上程
- ②平成26年12月22日 介護保険特別会計補正予算可決
- ③平成26年12月22日 地方自治法第234条第1項並びに同施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づく随意契約を日本システムサイエンス株式会社と締結する起案を作成し、稟議で市長決裁を受けている。

見積額 1,566万円

契約期間 平成26年12月22日から平成27年1月31日

随意契約の理由 今回開発するシステムは日本システムサイエンスのみが対応可能としている

- ④平成26年12月22日 支出負担行為決議書(市長決裁)

⑤平成26年12月22日 支出命令書(課長専決)CD-ROM等の成果物なし。

⑥平成26年12月26日 支払(振込)

(2) 問題点、疑問点、説明を要する事項等

- ① 議会議決後の平成26年12月22日に業務委託契約に起案(市長決裁)と支出負担行為決議書(市長決裁)、支出命令が同日に行われていること。また、この支出票の検査印はあるが、成果物が納品されていないこと。
- ② 委託料は何に使われたか(具体的な経緯については、現時点では不明)。
- ③ 市の委託業者への調査の有無(現時点では不明)。

(3) 今後の検査又は地方自治法第100条に基づく調査の必要性等

元市職員に対する民事訴訟の動向を注視するとともに、現時点では特別委員会による検査に限界があることから、地方自治法第100条に基づく調査を行う必要がある。

6 その他

(1) これまでの検査に基づき判明した事実

(人事評価)

人事評価については和光市職員評価制度マニュアルに基づき、部長職の第一次評価は副市長、第2次評価は市長が行っている。

(第三者委員会)

第三者委員会について、和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会設置要綱に基づき委員会を設置している。第三者委員会の設置や権限について法令に定めはないが、独立した立場で公平公正な調査をすることが求められており、日本弁護士会連合会において企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインが定められている。委員長が会務を総理し、会議を招集する。

(人事管理)

元市職員が講演会等のため出張することについて、市に許可を求める必要がなかった。

(事務フロー)

生活保護の受給者が亡くなった後も、元市職員の指示で生活保護システム上での廃止処理を保留していた。

(2) 問題点、疑問点、説明を要する事項等

- ① 人事評価について、業績等のみに偏らず管理職としての資質等、広い観点から客観的な評価がなされていたのか、部下による評価等も聞き取りながら総合的になされていたのか。

- ② 第三者委員会に提出した書類は第三者委員会に帰属しており、第三者委員会の許可を得なければ議会の特別委員会に提供されないとの説明の根拠の確認が必要である。第三者委員会は市から独立した組織であり、市として開催を促せる立場ではないと説明があった。会務は委員長が総理することは理解できるが、市民への説明責任、時宜を得た再発防止策の公表等は市としての不祥事に対する責任であるので、調査の進捗、再発防止策の提言等についてのスケジュール共有は必要ではないか。
- ③ 元市職員が講演を理由に出張した際、いつどこに出張したのか市が把握していないのは、勤務実態の把握としては杜撰ではないか。
- ④ 生活保護システムが住民記録システムと自動で連動しておらず、担当者が廃止処理を手動で行う必要がある。上司の指示であっても、ルールに則った処理を行うことが市職員としての職責である。

(3) 今後の検査又は地方自治法第100条に基づく調査の必要性等

今回の事件を踏まえ、今後の見直し、改善状況を検証していく必要がある。

第7 総括

(1) 調査を通じて判明した全体像

平成21年当時、元市職員は厚生労働省に派遣されており、市職員でなかったにもかかわらず、同人の主導的な関与により、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による高齢者専用住宅の整備が行われた。しかし、必要な病床の転換が行われておらず、最終的に市は、平成26年に同交付金を国庫に返還する事態となった。かかる事態に至ったのは、元市職員による、市担当職員に対する不適切な指示、虚偽の説明等があったとみられるが、そうであったとしても、市長以下の組織全体として、事業遂行における一連の手続に対するチェック体制が機能せず、不適切、不当な手続が看過されたことも原因と考えられる。

平成26年の定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の随意契約についても、元市職員の関与により、成果品の納品が無いままに支出命令書が作成され、支出がされているが、上記交付金と同様の背景が推測されることである。

元市職員が、市及び市職員に対し、影響力を及ぼすことができたのは、元市職員の専門的知識・経験に対する執行部の信頼があったことだけが理由ではない。元市職員の、他の職員に対する言動については、平成30年1月以降、合計20名の職員からハラスメント被害処理申出書が提出され、市に設置された特別委員会において、遅くとも平成26年度以降、元市職員が保健福祉部所属職員に対して行った言動がパワーハラスメントにあたりと認定され、元市職員には文書訓告等の処分がされた。もっとも、平成26年以前にも、元市職員の言動について、職員からの被害申出等があったものであり、市長以下が組織として元市職員の問題行動を認識しながら、元市職員への対応が不十分だった結果、上記ハラスメント被害処理申出に至ったという経緯は明らかである。そして、元市職員による継続的

なパワーハラスメントが、職員の正常な判断能力を失わせていたことがうかがわれ、これが一連の不祥事の背景となるのである。

他方、元市職員は、和光市保健福祉部長であった平成24年12月以降、平成28年3月までの間に、市が市民である高齢者等から預かり保管していたキャッシュカードを不正に使用して現金を窃取し、また同様の預かり現金を横領したほか、生活保護受給者から現金を詐取するなどしていたことが判明している。これらについては、元市職員が逮捕、起訴され、現在公判中であるが、かかる犯罪行為を許すことになった市組織としての問題点について、公判で解明される可能性は低いと考えられる。

市では、平成26年12月に和光市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領を制定していたが、その後も同要領に従った取扱いがされておらず、従前の慣例による取扱いがされていた。元市職員の上記犯罪行為の背景のひとつには、市組織として、市民からの預かり金品の取扱いが適正にされていなかったことがあるとの指摘は免れない。

これら一連の犯罪行為の発覚の端緒は、平成30年12月4日に、職員5人から、元市職員による市民からの預かり金等の着服について、直接市長に対して通報が行われたことにある。これに対して市長は、通報者である職員らに事実確認及び警察への通報を指示したが、翌日、警察に通報に向かった職員らに対し、元市職員から現金が戻るといふ話を受けた副市長が戻るといふ指示をしたことがわかった。また、この通報は、公益通報として公益通報委員会に提出されたが、和光市職員の公益通報に関する要綱に定められた手続によらず、市はこれを不受理と決定した。かかる一連の対応が、元市職員の犯罪行為についての通報に対する市の対応として、適切なものであったかについてはさらに調査、検討が必要である。

(2) 顕在化した問題点

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、和光市の補助金交付要綱が定められずにその補助金交付事務が行われていたほか、市が国に交付金を返還する事態となったにもかかわらず、補助対象事業者に対する事情聴取等の調査が行われていない。元市職員に対しては、これに関し損害賠償請求訴訟が提起されているが、前記のとおり、もっぱら元市職員の責任であると言えるかは疑問があり、この訴訟の結果を待つことなく、かかる事態を生じた原因、元市職員以外の職員の責任等を明らかにする必要がある。

定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の随意契約についても、前記のとおり支出の適法性等のチェック体制について疑問があるが、この問題について執行部からは、訴訟提起を理由に、十分な経緯の説明がされていない。これについても、訴訟の結果を待つことなく、かかる事態を生じた原因、元市職員以外の職員の責任等を明らかにする必要がある。

元市職員によるパワーハラスメントについては、平成26年度以前のパワーハラスメントの実態や被害状況が明らかでなく、被害申出に対する市の対応が適切であったか、またハラスメントに対する市の対応体制に問題がないか、さらに調査、検討が必要である。さらに、平成30年1月以降の被害申出への対応、元市職員らに対する処分、その後の元市職員の

処遇が適切であったかも疑問がある。

元市職員による犯罪行為についての職員による通報への対応についても、市長、副市長らの対応が、市の組織的対応として適切であったのか、また所定の手続によらず公益通報として受理されなかったことについてさらに調査、検討が必要である。

なお、「和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会」は、令和元年7月に設置されているが、その審議は進んでおらず、未だに中間報告もなされていない状況であり、今後の調査完了時期の見通しも立っていない。

(3) 今後の方針について

これまでの検査の結果から明らかなことは、検査対象事項となった一連の不祥事は、もっぱら元市職員のみにも帰責されるべき問題ではなく、元市職員による数々の不祥事を招いた市長以下の市組織全体のあり方が問われるべきであり、そのような見地で事実解明及び原因究明を行なうことで、議会としての市民に対する説明責任を果たし、有効な再発防止策の提言がなしうると考える。

これまでの検査において、提出文書及び執行部の説明員による説明により、事実と問題が明らかとなり課題が明確化したものがある一方で、現執行部の説明員では十分に説明がなしえず明らかとなっていない、検査対象事項の発生当時の事実について、当時、直接、該当の事務を担当し、又は事実を経験した職員及び元市職員に対する聞き取りが必要な事項がある。

前記第三者委員会による審議が進まない現状にあっては、今後、調査特別委員会として、さらに調査が必要な事項を整理し、追加の文書の提出請求並びに関係人の出頭及び証言の請求のため、地方自治法第100条に基づきいわゆる「百条委員会」への移行の必要性を検討することとする。